

キリンビール健康保険組合が保有する個人情報の利用目的の公表について

キリンビール健康保険組合（以下「当組合」という。）は、個人情報保護管理規程に従い、その保有する個人情報に関し、その利用目的を次のとおり定めましたのでお知らせいたします。

個人情報保護法第 15 条第 1 項において、個人情報の利用目的の特定が義務づけられており、同法第 16 条第 1 項において、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならないとされています。

なお、同法第 16 条第 3 項において、「①法令に基づく場合、②人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、③公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、④国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」に該当する場合には、個人情報の取扱いに関する利用目的の特定や第三者への提供などの制限の適用外とされています。

◆健康保険組合が保有する個人情報の例

別表 1 参照

◆健康保険組合の通常業務で想定される主な利用目的

別表 2 参照